

答申第 77 号

答 申

「弓削商船高等専門学校が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、学生を対象に実施した結核に係る定期健康診断の結果として、今治保健所に令和 4 年 7 月 10 日までに提出があった資料一式」非公開決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 5 年 1 月 26 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 5 年 1 月 15 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「弓削商船高等専門学校（以下「弓削商船高専」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間（以下「対象期間」という。）に、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づく結核健康診断を、学生を対象に行った結果として、今治保健所に令和 4 年 7 月 10 日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、弓削商船高専が対象期間に実施した結核健康診断の結果については、令和 4 年 7 月 10 日までに今治保健所へ提出されておらず、請求に係る公文書を保有していないため文書不存在であるとして、令和 5 年 1 月 26 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 2 月 21 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「弓削商船高専が、対象期間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を、学生を対象に行った結果として、今治保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

弓削商船高専から、対象期間に、感染症法の規定に基づき学生を対象に行った結核健康診断の結果として、今治保健所に令和4年7月10日までに感染症法第53条の7第1項及び感染症法施行規則第27条の5第1項各号の規定に基づく結核健康診断の実施状況の報告による報告書の提出がなかったため、令和4年7月10日時点では本件公文書を保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開とした。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政処分において提示している「公開をしない理由」は不合理であり、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

結核とは、感染症法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。感染症法第53条の2第1項において、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。

弓削商船高専は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、弓削商船高専の長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」と呼ぶ。）第12条第1項で、具体的に、「法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。第2号 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度」と列挙されている。

つまり、弓削商船高専のいわゆる一学年の「児童、生徒等」に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を弓削商船高専の長が実施しなければならない。

そして、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項本文の

規定に基づき、「法第 13 条第 1 項の健康診断は、毎学年、6 月 30 日までに行うものとする。」とされている。

感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第 53 条の 7 第 1 項として、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第 53 条の 4 又は第 53 条の 5 の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とされている。

そして、対象文書は感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第 53 条の 2 の規定によって行った定期の健康診断及び法第 53 条の 4 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。

つまり、健康診断実施日を含む月の翌月 10 日までに、弓削商船高専の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。すなわち、令和 4 年 4 月実施分は令和 4 年 5 月 10 日又は翌開庁日までに、令和 4 年 5 月実施分は令和 4 年 6 月 10 日又は翌開庁日までに及び令和 4 年 6 月実施分は令和 4 年 7 月 10 日又は翌開庁日までに、と定期に報告されているはずである。よって、行政処分の「公開をしない理由」の「文書不存在」及び「弓削商船高専から提出がなく」とする主張は不合理であり、行政処分では対象文書の特定が不十分である。

以上から、行政処分及び「公開をしない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。そして、弓削商船高専は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する学校である。独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 3 条第 1 項の規定「独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。」から、民間の事業者よりも法令を遵守しその事務を行うことが求められる機関である。よって、弓削商船高専が感染症法等に違反してその事務が行われているとは到底信じがたい。

すなわち、弓削商船高専がその所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じられず、行政処分では対象文書の特定が不十分である。以上から、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「弓削商船高専が、対象期間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を、学生を対象に行った結果とし

て、今治保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、弓削商船高専から今治保健所に対し、対象期間に実施した結核健康診断の結果が令和4年7月10日までに提出されていないため、文書不存在として非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件処分において提示している「公開をしない理由」は不合理であり、対象文書の特定が不十分であるとして、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開することを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 関係法令の規定について

本件審査請求に係る関係法令の概要は、次のとおりである。

ア 結核定期健康診断の実施について

感染症法第53条の2第1項において、学校の長は、当該学校の学生に対し、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないと規定されており、「定期」とは、感染症法施行令第12条第1項において、高等専門学校の場合は入学した年度と明記されている。

また、学校保健安全法施行規則第5条第1項において、その健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとされている。

イ 結核定期健康診断の実施結果の報告について

感染症法第53条の7第1項において、健康診断実施者は、定期健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告しなければならないと規定しており、当該「報告」は、感染症法施行規則第27条の5第1項において、その診断結果を一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに行わなければならないとされている。

ウ 弓削商船高専への適用について

弓削商船高専には、上記ア及びイの関係法令が適用されるため、弓削商船高専は、学生に対して、入学した年度の6月30日までに結核に係る定期健康診断を行わなければならない、定期健康診断を行ったときは、その診断結果を一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに今治保健所長を経由して知事に報告しなければならない。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、対象期間中に学校保健安全法及び感染症法の規定に基づく結核に係る定期健康診断について、学生を対象に実施した結果として、感染症法施行規則第27条の5第1項各号に掲げる事項の報告については、弓削商船高専から令和4年7月10日までに受けておらず、本件処分時点においても当該報告がなされていないことを確認した上で本件処分を行っているとのことである。

また、当審査会においても、今治保健所が、弓削商船高専を含む各学校長に対し、結核に係る定期健康診断を実施したときは、人間ドック受診者等、健康診断時期が

異なるものも含め、それぞれ診断書等の提出を受けた時点で取りまとめ、翌月の10日までに報告すること、また、未報告があるものについては直ちに提出することについて令和4年12月28日付けで文書により通知しており、弓削商船高専からの結核に係る定期健康診断結果の報告が本件処分を行った日以降になされていることを確認した。

以上のことから、弓削商船高専から令和4年7月10日までに今治保健所への報告はなされておらず、本件公文書は保有していないため、文書不存在により非公開としたとの実施機関の説明に、特段不合理な点はなく、本件公文書の不存在を理由として行った実施機関の処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 8月4日	諮問
令和5年10月3日	審査会（第1回審議）
令和5年11月17日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	